

事業計画 概要表

プログラム名	南スーダン人道危機対応 (複数年 第三期)				
事業名(日・英)	ジュベック州およびジョングレイ州における国内避難民およびホストコミュニティ住民への給水・衛生、保健支援 (WASH and Health provision for IDPs and Host community residents in Jubek and Jonglei States)				
開始日	2018年9月1日	終了日	2019年8月31日	日数	365日間
団体名				担当者名	

JPF 助成申請額	326,298,029 円	100%	区分：政府支援金 326,298,029 円、民間資金 0 円		
直接事業費	214,047,090 円	(66%)		日本国内 (東京・広島)	南スーダンおよび周 辺国
間接事業費	112,250,939 円	(34%)			
その他資金	0 円	0%	国際スタッフ	1.1 人役	3.5 人役
事業費総額	326,298,029 円		現地スタッフ		32.75 人役

事業目的	ジュベック州ジュバ市内の国内避難民キャンプを対象に給水・衛生支援、帰還民の社会復興ニーズに対応するためジュベック州で給水・衛生支援、ジョングレイ州で給水・衛生および保健支援を行い裨益者が必要な水を確保し衛生的で健康に生活できる環境へ改善することを目的とする。				
事業概要	2016年7月のジュバ市内の戦闘以後、大規模な戦闘は発生していないが、未だ小規模の衝突や暴動は南スーダン全体に広がっており、新たな国内避難民の発生および国外への流入は継続して発生しており、国内避難民の大規模帰還の動きも見えていない。本事業は複数年事業の第三期にあたり、継続してUN House POC ¹ やジュバ市および西ボー郡ホストコミュニティにおける給水・衛生支援を行い、給水施設の修理および建設、共用トイレの設置等を通じて、安全な水の確保と衛生環境の向上を図り、西ボー郡では引き続き基礎保健サービス支援を行う。また、今期では、国内避難民の帰還が予定より進んでいない現実を踏まえUN House POCに加えて、以前事業を行っていたドンボスコおよびマハド IDP ² キャンプで給水・衛生支援を行う。				
	事業内容			裨益者	
	コンポーネント①：給水・衛生支援 (IDP キャンプ) ジュベック州ジュバ市内のUN House POC、ドンボスコ IDP キャンプ、マハド IDP キャンプにおいて、給水所修理、仮設水浴び場の建設、仮設共用トイレの改修および建設、浄化槽付きトイレの修理と定期修繕、小学校共用トイレの改修および衛生クラブ員研修、コレラ対策除菌活動を行う。			<ul style="list-style-type: none"> UN House POC 国内避難民：42,000 人 ドンボスコ IDP キャンプ 国内避難民：10,000 人 マハド IDP キャンプ 国内避難民：7,752 人 	
	コンポーネント②：給水・衛生支援 (ホストコミュニティ) ジュバ市において、菅井戸修理、給水施設改修、新規菅井戸掘削、井戸管理委員会研修、世帯トイレ用スラブの配布、小学校共用トイレ建設、衛生普及活動、小学校衛生クラブ員研修およびコミュニティリーダー研修を行う。ジョングレイ州西ボー郡において、菅井戸修理、給水施設建設、新規菅井戸掘削、井戸管理委員会研修、衛生普及活動、小学校衛生クラブ員研修およびコミュニティリーダー研修を行う。			<ul style="list-style-type: none"> ジュバ市 対象者：24,000 人 間接裨益者(住民)：450,000 人 西ボー郡(バイディット) 対象者：18,000 人 間接裨益者(住民)：54,835 人 	
	コンポーネント③：保健支援 (ホストコミュニティ)			<ul style="list-style-type: none"> 西ボー郡(バイディット) 対象患者数：15,000 人 間接裨益者(住民)：54,835 人 	

¹ 国連南スーダンミッション(UN Mission in South Sudan:UNMISS)保護下にある国内避難民キャンプは文民保護区(Protection of Civilians Site: POC)と呼ばれ国内各地に点在しジュバ市内はUN House (UNMISSの拠点)内に設置している。

² 国内避難民(Internally Displaced Persons:IDP)キャンプは、人道支援組織の管理下にあるキャンプを指す。
ジャパン・プラットフォーム提出用

2018年7月30日申請 2018年8月28日改訂 改訂番号：5

ジョングレイ州西ボー郡バイデイト保健センター(Primary Health Care Center:PHCC)にて、医療施設改修、医療資器材提供、保健職員母子保健研修、保健サービス支援を行う。	
--	--

理論的枠組み（ログ・フレーム）

<p>事業目的</p>	<p>ジュベック州ジュバ市内の国内避難民キャンプを対象に給水・衛生支援、帰還民の社会復興ニーズに対応するためジュベック州で給水・衛生支援、ジョングレイ州で給水・衛生および保健支援を行い裨益者が必要な水を確保し衛生的で健康に生活できる環境へ改善することを目的とする。</p>			
<p>現状（事業開始前）</p>	<p>目指す成果（事業終了時）</p>	<p>目標値（成果を測る指標）と確認方法</p>	<p>成果のための活動</p>	<p>✓ 前提条件 ◇ リスク、外部要因</p>
<p>① 給水・衛生支援（IDP キャンプ） 南スーダン人道計画 2018によれば、安全な水を必要とする人口は530万人である。給水・衛生（Water Sanitation, Hygiene）WASH セクターは脆弱層に適切なタイミングで平等に安全で十分な水が230万人に提供されることを目標としている。これにより、ニーズの43.3%が達成される。POC 運営の長期化から、給水・衛生のスフィア基準を満たしてはいるが支援ニーズは継続し、修復等継続支援が必要である。安全な衛生・給水施設へのアクセス欠如によるコレラが発生している。ドンボスコ IDP キャンプではスフィア基準が満たされておらず、マハド IDP キャンプでは給水・衛生事業担当 NGO</p>	<p>① 給水・衛生支援（IDP キャンプ） 国内避難民、特に配慮が必要なひとびとが、十分な量の水への安全かつ平等なアクセス、十分な数の安心かつ安全なトイレ、水媒介性感染症予防を意図した情報やサービスへのアクセスを有する。</p>	<p><u>指標</u> 1-1 給水設備整備 ・安全な飲料水を供給する主水源へアクセスのある世帯の数および%が増加する ・25 給水所 x7 蛇口 x250 人=43,750 の人々が安全な水へのアクセスを確保する ・100 人 x180 基=1,800 人が水浴び場へのアクセスを確保する <u>給水設備を主水源として使用する世帯のうち以下のように答えた割合</u> ・給水所へのアクセス改善：60% ・給水所での待ち時間が減った(30分を超えない)：60% ・給水上での諍いが減った：60% ・水浴び場へのアクセス改善：60% ・安全で衛生的な水浴び場の使用が可能になった：60% 1-2 衛生設備整備・衛生普及活動 ・20 人 x (400+21+18 基) =8,780 人が安全なトイレへのアクセスを確保する <u>トイレを使用する世帯のうち以下のように答えた割合</u> ・トイレへのアクセス改善：60% ・安心なトイレ使用が可能になったと答えた女性：60% ・子どもの屋外排泄が減った：60% ・障がい者の衛生施設のプライバシーが向上した：60% ・水因性疾患およびコレラに関する衛生知識が向上した：70% <u>確認方法</u>：ランダムサンプリングにより選定された対象給水設備を主水源として使用する世帯に対して、POC については約 426 世帯（対象人口の 5%）へインタビュー実施（質問例：世帯の主水源、主給水所）、施工業者レ</p>	<p>1-1 給水設備整備 1-1-1 給水所修理：25 ヶ所 1-1-2 仮設水浴び場の建設：180 基 1-2 衛生設備整備・衛生普及活動 1-2-1 仮設共用トイレの改修および建設：400 基 1-2-2 浄化槽付きトイレの修理と定期修繕：21 基 1-2-3 小学校共用トイレの改修：18 基 1-2-4 小学校衛生クラブ員研修：12 人 1-2-5 コレラ対策研修：20 人×1 回 1-2-6 コレラ対策除菌活動：20 人 × 8 日×3 か月 1-3 モニタリング・評価</p>	<p>✓ 治安安定が続く ✓ 現地政府、地域リーダー、裨益者コミュニティの協力が得られる ✓ 裨益者同士が対立せず活動に参加する ◇ 治安悪化 ◇ 支援資金の縮小（国連児童基金 UNICEF、世界保健機関 WHO、現地政府） ◇ IDP によるデモや暴動</p>

がおらず、劣悪な衛生状態となっている。		ポート、工事完了書類、引渡書、使用状況モニタリング、女性フォーカスグループディスカッション		◇ 経済破綻と価格高騰 ◇ 物資盗難や強奪 ◇ 天災（大雨洪水など）による浸水や給水・衛生設備への被害
<p>② 給水・衛生支援（ホストコミュニティ）</p> <p>ジュバ市、西ボー郡で各10万人が安全な水にアクセスがない。またトイレや衛生知識の不足から起こる野外排泄や、水媒介性感染症が報告されている。トイレ1基を400人の児童が使用し、トイレの数が基準を満たさない小学校がある。人口移動からコミュニティリーダーの衛生知識が不足しがちでありコミュニティ全体への衛生知識の普及が妨げられる状況がある。</p>	<p>③ 給水・衛生支援（ホストコミュニティ）</p> <p>対象地域の住民が十分な量の水に、安全かつ平等なアクセスを有する。十分な数の安心かつ安全なトイレを有する。衛生に関する必要な知識を獲得し、衛生意識が向上する。</p>	<p>指標</p> <p><u>2-1 給水設備整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 500人 x 28 手押しポンプ式井戸=14,000人が安全な水へのアクセスを確保する。 <p>給水設備を主水源として使用する世帯のうち以下のように答えた割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前より安全な水にアクセスできる：60% 研修後のアンケートにより井戸の修理方法および知識が身についたと答えた委員：80% <p><u>2-2 衛生設備整備・衛生普及活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1000世帯が安全なトイレへのアクセスを確保する 30 女児 x 10 + 60 男児 x 11 = 911 人の学生および教師が安全なトイレへのアクセスを確保する トイレアクセス改善を答えた生徒および教員：90% 衛生普及活動後の調査で、屋外排泄が少なくなったと答えた住民：70% 衛生普及活動後の調査で、適切な水使用に関する意識が高まり行動の変容（体を洗う、適切な方法での水の保管、洗濯を行う）が確認できた世帯数：60% 衛生普及活動後の調査で、清掃意識が高まり行動の変容（家屋清掃等）が確認できた世帯数：60% 衛生普及活動後の調査で、月経衛生向上を感じた女性：70% 月1回以上活動した学校衛生クラブ員：70% 学校衛生クラブ活動により手洗い方法を改善したと答えた生徒数：80% コミュニティリーダー研修後、地域衛生改善案を具体的に示した人：50% <p>確認方法：調達リスト、支払履歴、配布受付リスト、研修参加者リスト、活動記録、現場訪問目視確認、裨益者インタビュー</p>	<p><u>2-1 給水設備整備</u></p> <p>2-1-1 手押しポンプ式菅井戸修理：14カ所（ジュバ7+西ボー7）</p> <p>2-1-2 太陽光パネル式給水施設改修および建設：2カ所（ジュバ1+西ボー1）</p> <p>2-1-3 菅井戸掘削：14本（ジュバ7+西ボー7）</p> <p>2-1-4 井戸管理委員研修：112人（7人×16委員会）×3日間×1回</p> <p><u>2-2 衛生設備整備・衛生普及活動</u></p> <p>2-2-1 世帯トイレ用スラブの配布：100世帯</p> <p>2-2-2 小学校共用トイレ建設：22基（ジュバ1校）</p> <p>2-2-3 衛生普及員研修：32人（ジュバ16+西ボー16）×2回</p> <p>2-2-4 衛生普及活動：32人 x 週2回×10か月</p> <p>2-2-5 小学校衛生クラブ員研修：48人（ジュバ2+西ボー2校×12人）</p> <p>2-2-6 コミュニティリーダー研修：60人（ジュバ40+西ボー20）×1回</p> <p><u>2-3 モニタリング・評価</u></p>	
④ 健支援（ホストコミュニティ）	対象地の住民が保健施設で母子保健を含む基本	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健センター受診患者数増加 <p>対象患者数：15,000人</p>	<p>3-1 保健センター改修：2カ所所</p> <p>3-2 保健センター医療資器材提供</p>	

2018年 7月 30 日申請

2018年 8月 28日改訂 改訂番号：5

<p>ジョングレイ州内の保健施設は、紛争で破壊され、現地政府の予算不足により医薬品・医療資材の配給および医療従事スタッフ配置も不十分である。母子保健にかかわる基礎的サービスが停滞している。</p>	<p>的なサービスを受けられ、より健康的な生活を送ることができるようになる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・保健施設が改善したと答えた患者：60%、・保健センターのサービスが向上したと答えた患者：60%、・母子保健研修後知識が向上したと答えた職員：70% <p><u>確認方法</u>：施工業者レポート、工事完了書類、引渡書、調達リスト、活動記録、裨益者モニタリング</p>	<p>3-3 保健職員母子保健研修:10人×1回 3-4 保健サービス支援:8人×12ヵ月 3-5 モニタリング・評価</p>	
--	--	--	---	--

事業進捗状況管理表

成果のための活動	月次 1	月次 2	月次 3	月次 4	月次 5	月次 6	月次 7	月次 8	月次 9	月次 10	月次 11	月次 12
コンポーネント共通												
・調整、情報収集、ニーズ確認			→									
・業者選定、契約、資材調達			→									
・モニタリング、評価実施												→
コンポーネント①：給水・衛生支援（IDP キャンプ）												
1-1-1 給水 給水所修理												→
1-1-2 給水 仮設水浴び場の建設										→		
1-2-1 衛生 仮設共用トイレの改修と建設										→		
1-2-2 衛生 浄化槽付きトイレの修理と定期修繕												→
1-2-3 衛生 小学校共用トイレの改修												→
1-2-4 衛生 小学校衛生クラブ員研修												→
1-2-5 衛生 コレラ対策研修				→								
1-2-6 衛生 コレラ対策除菌活動				→								
1-3 モニタリング												→
コンポーネント②：給水・衛生支援（ホストコミュニティ）												
2-1-1 給水 手押しポンプ式 菅井戸修理											→	
2-1-2 給水 太陽光パネル式 給水施設改修および建設											研修 引渡	研修 引渡
2-1-3 給水 菅井戸掘削										→		
2-1-4 給水 井戸管理委員研修												→
2-2-1 衛生 世帯トイレ用ス ラブの配布												→
2-2-2 衛生 小学校共用トイレ建設									→	引渡		

2-2-3 衛生 衛生普及員研修		→											
2-2-4 衛生普及 活動													→
2-2-5 衛生 小学校衛生クラ ブ員研修		→											
2-2-6 衛生 コミュニティーリ ーダー研修													→
2-3 モニタリン グ・評価													→
コンポーネント③：保健支援（ホストコミュニティ／ジョングレイ州西ボー郡）													
3-1 保健センタ ー改修									→				
3-2 保健センタ ー医療資器材提 供		購入	配布										
3-3 保健職員母 子保健研修		◆ 研修											
3-4 保健サービ ス支援													→
3-5 モニタリン グ・評価													→

事業計画書

1. プログラム名 南スーダン支援プログラム（複数年第三期）
2. 事業名 ジュベック州およびジョングレイ州における国内避難民および
ホストコミュニティ住民への給水・衛生、保健支援
WASH and Health provision for IDPs and Host community residents in
Jubek and Jonglei States
3. 団体名
4. 事業期間 2018年9月1日～2019年8月31日（365日間）
5. 予算 326,298,029円（うちJPF助成額326,298,029円、自己資金0円）
（希望する助成区分：政府支援金）
6. 国内担当者名

7. 事業目的

ジュベック州ジュバ市内の国内避難民キャンプを対象に給水・衛生支援、帰還民の社会復興ニーズに対応するためジュベック州で給水・衛生支援、ジョングレイ州で給水・衛生および保健支援を行い裨益者が必要な水を確保し衛生的で健康に生活できる環境へ改善することを目的とする。

8. 事業概要

2016年7月のジュバ市内の戦闘以後、大規模な戦闘は発生していないが、未だ小規模の衝突や暴動は南スーダン全体に広がっており、新たな国内避難民の発生および国外への流入は継続して発生しており、国内避難民の大規模帰還の動きも見えていない。本事業は複数年事業の第三期にあたり、UN House POCやジュバ市および西ボー郡ホストコミュニティにおける給水・衛生支援を継続し、給水施設の修理および建設、共用トイレの設置等を通じて、安全な水の確保と衛生環境の向上を図り、西ボー郡では引き続き基礎保健サービス支援を行う。また、今期は国内避難民の帰還が予定より進んでいない現実を踏まえUN House POCに加えて、以前事業を行っていたドンボスコおよびマハドIDPキャンプで給水・衛生支援を行う。

9. 事業内容

[遠隔操作と現地提携団体 THESO]

専門性が高く、事業実施能力を有する現地NGOと提携して事業実施を行うことは、治安が不安定化し国際スタッフが常駐できない地域では重要であり、特に南のNGOが能力を強化してきた近年においては、当団体の他地域でも一般的な手法となっている。提携NGOへの各資金の妥当性に

については、南スーダンの政府および市民社会の状況から、国内での運営費の獲得は現実的でないため、国際的な支援は不可避である。

現地提携 NGO の THESO (The Health Support Organization) は、2005 年に帰還した南スーダン人医師らが設立した現地 NGO で、南スーダン国内で保健医療、給水・衛生、建設分野の緊急および開発支援を実施してきた。これまで、UNICEF、CHF、EU、HPF、USAID/OFDA、SIDA、WFP 等の事業を実施した経験をもつ。

[直接事業と連携団体による事業]

本事業は、南スーダン国内の治安状況に鑑み、事業実施地にて日本人でない国際スタッフが常駐し、前期事業と同様に、継続事業の直接実施については THESO と役割および責任について明記した覚書 MoU を締結して活動を実施する。現地に駐在する当団体の日本人ではない国際スタッフによる直接モニタリングや日々のメールや電話での連絡に加えて、THESO スタッフをカンパラに呼び寄せる形での日本人国際スタッフを交えた月例会議を実施しながら、継続して関係向上と主体的な事業運営を維持し、THESO の能力強化も行う。THESO が担当する部分の事業全体をプログラムディレクターが監督し、現地での事業調整に関しては、給水・衛生プログラムマネジャーおよび副プログラムマネジャーによる監督のもと、給水事業については、国内避難民担当、ホストコミュニティ担当が事業を実施する。衛生普及活動事業については、ジュバ市担当、西ボー郡担当が活動を実施し、そしてエンジニア（井戸技術者）が専門的な助言を与える。保健事業では、保健プログラムマネジャーによる監督のもと、保健プロジェクトオフィサーがボー市内の THESO 事務所に常駐し、ジョングレイ州西ボー郡にあるバイディット保健センターでの活動については出張ベースで担当する。

事業運営およびモニタリング活動を円滑に行うため、車両修理・維持を行いその他必要な支援を展開する。また、通常は THESO ジュバ事務所の一部に PWJ 事務所を構え、また西ボー出張時には THESO 西ボー事務所をベースに活動している為、事務所賃貸料、通信費、および事務所用品・備品を按分して支払いを行っている。事務所修理・修繕費については、不安定な電圧からくる事務所内電気系統または排水管の修理および修繕が継続的に必要とされるため、今期も行う。

当事業で発生する各業者への支払いや職員への支払い等の会計業務に関しては、会計・総務マネジャー監督のもと、会計・総務オフィサーが取り纏める。

THESO 職員の給与は、ディレクターは月額 444,000 円、プログラムマネジャーは月額 420,000 円、プロジェクトオフィサーは月額 189,600 円で設定している。他の南スーダン国内で活動を実施している国際 NGO と比較しても、平均的な給与とみなすことができる。例えば、南スーダンで活動するある国際 NGO のディレクターの給与は 7,000 ドルであり、オフィサーは月額 1,900 ドルである。また、別の団体のシニアマネジャーは月額 4,500 ドル、オフィサーは 2,000 ドルの計上となっている。

また、同地で活動する国連組織についても、ディレクターレベルで年額 86,000 ドル、オフィサーは年額 53,000 ドルとなっており、これは全ての手当を含まない金額である事から、国際 NGO の給与全般と比較しても大きなひらきがある事がわかる。

銀行手数料については、給水・衛生事業の実施に際して、THESO から業者への支払いの度に銀行手数料が発生するが、前年度も取り扱い金額の 1.5% が銀行手数料として支払われている。南

スーダンでは銀行口座を保有者は富裕者とみなされるため、多くの手数料をとられる傾向にある。

今期には、日本人の出張が増えることも想定されることから、当団体による直接事業も付加する。ドンボスコおよびマハド IDP キャンプにおいては、当団体が給水・衛生事業を直接実施する。直接事業の増加に合わせて、新たにアシスタントプロジェクトオフィサー2人、アシスタントアドミン・ロジスティクスオフィサー1人、ドライバー1人を雇い事業を円滑に進める。

国際スタッフが管理職につき、現地スタッフがオフィサーレベルで働く当団体の給与は、管理職を現地スタッフが務める THESO と給与を比較した場合、現地オフィサーレベルでは当団体のアドミン・ファイナンスオフィサーが 230,000 円、THESO 会計総務オフィサーが 177,600 円であるため、当団体の職員の給与が低いということはない。

(1) コンポーネント①： 給水・衛生支援（IDP キャンプ）

首都ジュバ市内のキャンプに在住する国内避難民に対して給水・衛生支援を行う。UN House POC においては主にヌエル族から構成される 42,000 人（ACTED 統計）³、ドンボスコ IDP キャンプの人口 10,000 人、ムルレ、ディンカ、アヌアクなど複数の民族で構成されるマハド IDP キャンプの人口 7,752 人（2,225 世帯）を対象とする。

UN House POC の WASH 分野で活動している団体は UNICEF、THESO、NILE HOPE⁴であり、THESO はクラスターリード団体としての役割を担い、4 団体は常に緊密な協力体制のもと事業運営を行っている。給水所修理は UNICEF、THESO、当団体が担当し、上記 4 団体がトイレ改修・建設事業を実施している。

ガンボ地区にあるドンボスコ IDP キャンプはドンボスコ教会の敷地内に位置し、同教会によるキャンプ管理・運営の下、国連難民高等弁務官事務所 UNHCR が調整を行っている。WASH 分野の支援に関しては、以前は Medair⁵が活動していたが、撤退後は THESO が UNICEF を通じて支援を実施している。

マハド IDP キャンプはマハド地区のイスラム大学、マハド小学校、マハド保育園敷地内にあり、ムスリムコミュニティが IDP のために滞在場所を提供したことから開設されたものである。UNHCR の調整のもと、選出された IDP 代表やキャンプ運営委員会により運営されている。以前は日本紛争予防センター JCCP が WASH 分野での支援を実施していたが、現在では撤退し、支援を実施している団体は皆無である。

当団体は THESO との連携をはじめとし、WASH クラスターに属する団体と連絡・調整を行いながら、事業を実施していく。特にマハド IDP キャンプにおいては、ニーズが高いながらも活動している団体がいないことから、UNHCR からの強い支援要請もあり、リード団体としての役割を期待されている。

1-1. 給水設備整備

³ UNMISS 統計（2018年2月26日）統計によれば POC 人口は 39,405 人となっているが、新規流入者を数値に含めていないため、ACTED 統計を使用。ACTED はフランスに拠点を置く国際 NGO であり、UN House POC にてキャンプマネージメント団体として、セクターを超えた支援の調整機能を担っている。

⁴ NILE HOPE は 2004 年から南スーダンの現地 NGO である。

⁵ Medair はスイスに拠点を置く国際 NGO である。

1-1-1. 給水所修理

- ・UN House POC : 20カ所
- ・マハド IDP キャンプ : 5カ所

UN House POC 内の POC1 および POC3 内に 38 カ所ある給水所のうち、前期からの継続事業として 20 カ所の給水所の定期点検および修理を行う。蛇口、パイプ、バルブ等の部品の取替え、給水槽の定期清掃、給水所周辺の土台修理や排水設備修理、給水タンクの取り換えおよびタンク土台の修理と排水部分の修繕を行う。新規の給水タンクは UNICEF より提供される予定である。当団体による給水所修理実施後は、UNICEF ならびに THESO が継続的に管理を実施していく。

また、マハド IDP キャンプでは、3 基の手押しポンプ式管井戸と 2 基の高架タンクを水源とする 5 カ所の給水所の修理を行う。修理完了後は、IDP リーダーらやキャンプ運営委員会により管理される。

1-1-2. 仮設水浴び場の建設

- ・ドンボスコ IDP キャンプ : 150 基
- ・マハド IDP キャンプ : 30 基

ドンボスコ IDP キャンプ内の水浴び場は人口 10,000 人に対し 8 基のみであり、給水所を水浴び場として使用しているなど、新規の設置が急務である。長期使用に耐えうる水浴び場 150 基を建設し、キャンプ内の衛生環境を改善し、コレラ蔓延の予防を図る。1 棟約 30 基で構成される水浴び場を建設し、一部に障がい者専用の水浴び場も設置する。コンクリートの外壁に、鉄板の屋根をとりつける仮設様式のデザインである。

マハド IDP キャンプでは 1 棟 10 基の水浴び場があるのみで、シャワー室内および排水溝が劣悪な衛生状態となっており、近くにある住居に汚水が流れ込む恐れもあるため、30 基の新たな水浴び場を建設する。

建設完了後の仮設水浴び場は、ドンボスコ IDP キャンプについては、ドンボスコ教会が管理し、マハド IDP キャンプでは、IDP リーダーらやキャンプ運営委員会により管理される。

1-2. 衛生設備整備・衛生普及活動

1-2-1. 仮設共用トイレの改修および建設

- ・UN House POC : 300 基 (改修)
- ・ドンボスコ IDP キャンプ : 100 基 (建設)

UN House POC では、キャンプ運営が長期化していることから、より堅固なトイレ建設が求められ、前期事業から継続してピット枠をコンクリートブロックとセメントで固定した仮設共用トイレへの改修と建設を行う。全仮設トイレ 1,480 基の内、300 基の建替えを行う。トイレの深さは設置場所の土壌の状況によるが、最大で約 3 メートルを想定している。また女性用トイレの建設も求められており、トイレ建設の男女比率は男性用 40%、女性用 60%で計画している。共用トイレはプライバシーに配慮したデザインとなっており、原則、1 棟 24 基のトイレは男女 1 列ずつの配置で、ドアは互いに反対側を向いている。また、子ども用トイレは、トイレ棟の端に 4 穴が並ぶフレンドリースペースとともに設置されている。同フレンドリースペースは子どもの感染症

罹患対策および一人での個室使用を恐れる子どもが多かったことから導入された。トイレ棟の反対側の端は障がい者専用トイレ（男性1：女性1）となっており、車いすで乗り入れができるようにゆるやかなスロープをつけ、内部には木製ハンドルバーが取り付けられている。

ドンボスコ IDP キャンプにおいては、人口 10,000 人に対して、2016 年に国際 NGO の Medair が建設した仮設の共用トイレが 46 基、2018 年に現地提携団体である THESO が UNICEF の資金にて建設した同タイプのトイレ 100 基が存在している。Medair により建設されたトイレは、現時点では改修が必要な状況にあり、全体におけるトイレ数も不十分であることから、国内避難民は不衛生な環境下での生活を強いられている。スフィア基準 20 人に 1 基の基準を満たすためには合計 500 基の設置が必要である⁶。UNICEF が今後、追加の資金にてトイレ建設を実施する予定があることから、本事業では、ニーズギャップを埋めるべく、100 基の建設を実施する。上記同様コンクリートブロックで固定するデザインを採用し、強雨によってピットが破壊されないようする事で、仮設の簡易トイレ施設より長期的に安定して使用できる仮設トイレの普及に努める。

トイレ改修・建設完了後は、UN House POC においては、UNICEF ならびに THESO が継続的に管理を実施していく。ドンボスコ IDP キャンプについては、ドンボスコ教会が管理していく。

1-2-2. 浄化槽付きトイレの修理と定期修繕

・マハド IDP キャンプ：21 基

マハド IDP キャンプには古い浄化槽付きトイレが 2 棟、1 棟 20 基のトイレとマハド小学校の教員用トイレが 1 基、合計 21 基あるが、かつ修理されないまま劣悪な衛生状態となっている。1 棟 10 基のトイレ棟につき 1 つの浄化槽が設置されているが、過剰使用から排泄物で満杯となっており、この状況を改善するために、浄化槽の汲み取り、床、壁、天井、ドア、排水管の修繕、トイレ前にはプライバシー遵守目的の壁の設置、また障がい者用の特別スペースの建設を行う。

また、現状では、同トイレ棟維持のために、国内避難民が資金を出しあうことでの浄化槽の汲み取り作業を強いられている状況であることから、定期的に浄化槽の汲み取りを実施し、衛生的な環境維持を目指す。トイレの使用状況を確認しつつ、およそ 2 ヶ月毎に 1 回の定期作業を予定している。事業終了後は IDP リーダーらやキャンプ運営委員会により管理される。

1-2-3. 小学校共用トイレの改修

・マハド IDP キャンプ：18 基

マハド IDP キャンプは、マハド地区のイスラム大学、マハド小学校、マハド保育園敷地内に設置されており、もともとマハド小学校内には換気改良型 (Ventilated improved pit: VIP) 共用トイレ女児用 1 棟 (1 棟 10 基) と男子用 1 棟 (同) の合計 20 基設置されていた。キャンプ設置後、同トイレは、1,370 人の生徒 (女児 800 人、男児 570 人) および国内避難民によって使用されたため、過剰使用によって便器は排泄物で埋まり床にまで散乱する劣悪な衛生環境であり、現在使用できる状況になく、生徒は野外での排泄を余儀なくされている。この状況を改善する為に、トイレ棟全体を解体しピット内の消毒および汲み取り作業を行い、同じ場所に、新たなトイレ棟 2 棟 (1 棟は 8 基のトイレと 2 基のシャワー室を設置した女児用、1 棟は 7 基のトイレと 1 つ

⁶ 『スフィア・プロジェクト 人道憲章と人道対応に関する最低基準』2011 年版。

の小便器を設置した男児用)を建設する。建設後は、同校を中心としながら、IDPリーダーらやキャンプ運営委員会が管理する。

1-2-4. 小学校衛生クラブ員研修：マハド IDP キャンプ

マハド小学校の劣悪なトイレ使用状況を改善するため、12人からなる小学校衛生クラブ員を選定し、3日間の衛生研修を行う。衛生クラブ員は、クラブ入会を志望する生徒による自他薦などにより選出される。研修を受けた衛生クラブ員は、朝礼や全校集会、朝食後の休み時間に教室をまわって啓発活動、校庭で手洗いを実演し生徒に正しい衛生知識を伝える活動を行う。10月の世界手洗いデーでの地域住民に向けての啓発活動、寸劇、衛生知識普及に関する絵画コンテストへの参加、トイレの汚れチェックなど多様な活動を行い、校内の衛生環境を向上させる。

1-2-5. コレラ対策研修：UN House POC

UN House POCにおける継続する国内避難民流入、衛生設備の不足や、2017年はサイト近郊に駐留する政府軍による給水トラック強奪による給水サービス停止で、キャンプ内の衛生状態が悪化し、コレラの感染が広まった。前期事業で実施したコレラ対策の結果、特に5歳以下の子どもの感染予防に大きな成果が見られた。また、子どもの健康が改善されたことで母親がレストラン経営など小規模ビジネスに専念できるなどの副次的な効果も見られた。今期も同様のニーズが予測され、クラスター調整会議やキャンプ運営組織からコレラ対策の継続が求められたことから、継続してトイレ消毒清掃員、コレラ対策普及員に対してコレラ対策研修を行う。本事業では、20人のコレラ対策除菌活動要員に対して3日間の研修を提供する。

1-2-6. コレラ対策除菌活動：UN House POC

前期事業に引き続き、UN House POCにおいて、トイレ消毒清掃員による共用トイレの清掃、コレラ対策普及員による啓発、水場監視員による水場の管理など、全20人のコレラ対策除菌活動要員による活動を実施する。トイレ消毒清掃員は、トイレ清掃とUNICEFから提供される消毒薬の散布を担当する。コレラ対策普及員は、コレラ治療センターと新規国内避難民の多い地域ブロック内の世帯での手洗いやトイレの使用方法を指導するとともに、消毒薬を配布する。コレラが発生した場合には、発病家庭にて消毒薬散布を実施する。水場監視員は給水所の監視を行い、適正な量の安全な水が国内避難民に供給されていることを確認する。国連人道問題調整事務所 UNOCHA が基準としている日当額に順じ、1人1日5ドルを、毎月 UNOCHA から公表されるドル・南スーダンポンド換算レートを参考に換金し南スーダンポンドにて現金支給する。

1-3. モニタリング

POCの給水・衛生事業については THESO と共同で、給水・衛生プログラムマネジャーおよび副マネジャーの監督のもと、給水・衛生 POC 担当オフィサーによる定期的なモニタリングを行う。修復事業については、人道ニーズに基づいて実施時期と場所を決定する。

ランダムサンプリングにより選定された対象給水設備を主水源として使用する世帯に対して、POCについては約426世帯(対象人口の5%)ヘインタビューを実施する。施工業者レポート、工

事完了書類、引渡書、使用状況モニタリング、女性フォーカスグループディスカッションを行う。

また、ドンボスコおよびマハド IDP キャンプにおける事業については、PWJ 独自での活動により、プロジェクトオフィサーならびにアシスタントプロジェクトオフィサーがモニタリングを行う。

(2) コンポーネント②：給水・衛生支援（ホストコミュニティ）

ジュベック州ジュバ市人口 450,000 人の内 24,000 人のホストコミュニティ、ジョングレイ州西ボー郡バイディット町 54,835 人の内 18,000 人、合計 42,000 人を対象に、提携団体の THESO と連携して給水・衛生支援を行う。

2-1. 給水設備整備

2-1-1. 手押しポンプ式菅井戸修理

- ・ジュバ：7カ所
- ・西ボー郡：7カ所

手押しポンプ式菅井戸修理は業者に業務委託し、井戸の査定、調査、ポンプ解体、井戸内部清掃、コンプレッサーなどの機材使用と水質検査、部品交換、手押しポンプ設置、テスト、エプロン排水路修理、ツール提供、コミュニティ技術者研修の一連の作業を選定し行う。菅井戸修理の候補地は、現地政府からの支援要請リストと当団体と THESO 共同の現地調査により選定する。ジュバでは前期事業でも協力したジュベック州水灌漑省、西ボー郡ではジョングレイ州水灌漑省や西ボー郡現地政府との協力のもと修理要請リストを作成し、最終候補地の策定については、各候補地に省職員と現地政府職員、THESO のエンジニアが出向き確認する。

2-1-2. 太陽光パネル式給水施設改修および建設

- ・ジュバ：1カ所（現存給水施設の改修）
- ・西ボー郡：1カ所（新規建設）

ジュバ市レジャフ村にある破損した太陽光パネルや揚水ポンプを修理し、給水施設を改修する。太陽光パネルと囲い用フェンスをとりつけ、約 50 メートルの配管を通して取水場を設置する。裨益者はレジャフ村住民 4,000 人、内訳は女性 2,040 人、男性 1,960 人を対象とする。村内の井戸維持管理の仕組みを構築し、修理後は THESO 井戸技術者および当団体スタッフによって利用状況をモニタリングしコミュニティに引渡す。

また、西ボー郡は、ジュバ市と比較し給水施設や給水量が足りていないことから、新規に掘削する管井戸を水源とする太陽光パネル式給水施設を建設する。バイディット村内のコミュニティにおける建設を想定している。業者に業務委託し、地質水脈調査、掘削、水質および水量テスト、揚水ポンプ設置、高架タンク設置、太陽光パネルの取り付け、囲い用フェンスおよび取水場の設置を行う。裨益者は近隣住民の 4,000 人である。レジャフ村と同様、村内の井戸維持管理の仕組みを構築し、建設後は THESO 井戸技術者および当団体スタッフによって利用状況をモニタリングしコミュニティに引渡す。

2-1-3. 菅井戸掘削

- ・ジュバ：7カ所
- ・西ボー郡：7カ所

前期事業同様に業者に業務委託し、地質水脈調査、掘削、水質検査、手押しポンプ（Indian Mark II）設置、水質および水量テスト、排水路の設置、井戸修理研修、修理キット提供を契約に含める。菅井戸掘削の候補地は、現地政府からの支援要請リストと現地調査により選定する。対象裨益者数は計7,000人、内訳は女性3,570人、男性3,430人である。前期事業でも協力したジュベック州水灌漑省、ジョングレイ州水灌漑省や西ボー郡現地政府を通じて新規掘削要請リストを入手しており、掘削地の最終確定については各候補地を省職員と現地政府職員、THESOのエンジニアが視察して行う。周辺既存井戸からの距離や、水灌漑省が過去に実施した井戸技術者研修参加者の所在など、水灌漑省の情報をもとに、コミュニティチーフらの意向も含めて最終的な選定を行う。

2-1-4. 井戸管理委員会研修

- ・ジュバ：56人（新規管井戸掘削地7カ所と太陽光パネル式給水施設改修地1カ所から各7人）
- ・西ボー郡：56人（新規管井戸掘削地7カ所と太陽光パネル式給水施設建設地1カ所から各7人）

新規管井戸掘削、太陽光パネル式給水施設改修および建設それぞれの作業が終了し、コミュニティに引き渡す際、コミュニティが7人の井戸管理委員を選定する。委員はコミュニティリーダーが自他薦を勘案して選定する。THESOエンジニアと井戸業者により、全3日間の研修を16つのコミュニティから選ばれた計112人に対して実施する。前期事業同様、各現地政府の水灌漑省エンジニアも招請し、政府による今後の再研修や、コミュニティで修理できない場合の修理依頼方法等についても直接説明を行う。さらに、井戸維持管理をコミュニティが自ら行い、維持管理および井戸使用料金の徴収機能を持つ井戸管理委員会の設立を促す事で、大規模な修理が必要となる前にコミュニティが自力で簡易修理できるような井戸管理が可能となる仕組みを設立する。コミュニティ井戸管理委員会から選出された井戸修理技術者へは、井戸建設業者からの技術指導研修を1日行い、その後井戸技術者が実地修理に参加する。これにより、修理方法の理解度を確認するとともに修理の実技訓練も行う。前期事業においては、研修対象者の他地域への移動による技術不足が散見された、そうした技術者不足を補うため、井戸管理委員会メンバーはほぼ全員が技術研修を受け、技術を身につけるよう配慮し研修を実施する。また、16カ所の井戸管理委員会から無作為に対象者を抽出し、研修前および研修後の行動変容を測るための簡単なアンケートを行う。

2-2. 衛生設備整備・衛生普及活動

2-2-1. 世帯トイレ用スラブの配布

- ・ジュバ：100世帯

第1期から継続して行っている衛生普及活動における調査により、UN House POCの北側およびジュバ市内の西側に位置するグデレ地区にて、給水・衛生施設の不足が目立つ事が判明している。手押しポンプ式管井戸の修理および管井戸掘削もグデレ地域を重点的に行っているが、いまだに衛生施設に対するニーズは高い。衛生普及活動を通じて得た衛生知識を住民が日常生活にお

ジャパン・プラットフォーム提出用

いて活用・定着し、その活動の意義を高めることができるよう、前期事業では、100世帯を対象に世帯用トイレスラブを配布し、住民自身によるトイレ建設を奨励した。世帯用トイレを建設し、使用している世帯を見た他の世帯が、トイレ使用の有用性を認識し、野外排泄を避けるようになるなど、衛生知識の定着と前向きな波及効果も確認されている。同地域の衛生環境を改善するため、本事業においても引き続き、100世帯を対象に世帯用トイレスラブ配布を行う。グデレ地域は、UN House POCにも近く、同地域の安定が、ジュバ市内全体および各 IDP キャンプ内でのコレラなど病気の蔓延を防ぐことにもつながる。前期事業同様、スラブ作成とその運搬は業者が行い、トイレピット採掘、スラブ設置に必要な補強材の確保、トイレ上部の設置は住民自らが作業を行う。

2-2-2. 小学校共用トイレ建設

- ・ジュバ：1校

複数年第1期事業にてジュバ市内の小学校において、スフィア基準でも中長期支援で推奨される換気改良型VIP共用トイレの建設を行い、ニーズが高いため引き続き共用トイレ建設を継続する。維持管理に関するMOUを学校とPWJおよびTHESOにて結び、維持管理を引き継ぐ。Kuggi小学校生徒1,200人（男女比は1対1）を対象とする。本事業では、男子用1棟（トイレ10基）、女児用1棟（トイレ8基、シャワー2基）、教員用2基、合計22基を建設する。

2-2-3. 衛生普及員研修

- ・ジュバ：16人（活動地4カ所から各4人）
- ・西ボー郡：16人（活動地4カ所から各4人）

前期事業同様、コミュニティから自他推薦で選ばれた衛生普及員に対して、各3日間の研修を2回（初回研修と再研修）を行う。研修員数はジュバ市から16人、西ボー郡から16人の計32人を対象とする。基本的な衛生知識獲得を目的とし、衛生に関連した行動変容と野外排泄阻止の啓発に加え、世帯訪問の際の裨益者の殆どが女性であることから女性に関係する衛生知識、特に月経衛生についても指導する。読み書きのできない普及員であっても活動成果や裨益者の行動変化を記録できるよう、塗り絵式の表やイラストを使用し、毎週の衛生普及員スーパーバイザーとの意見交換会で口答確認する等の配慮をする。研修を受けた普及員は、UNICEFから配布されるイラストで説明されたフリップチャートの他、地域住民に適したツールを自ら作成し活用する。これらの活動は、THESOの衛生普及担当が取りまとめ監督するが、具体的な活動計画、世帯訪問ルートやグループ編成は普及員らで意見を出し合い、相談して決める。特に、ボー地域は対象世帯が広域に拡散しており、雨季は悪路によりアクセス不能となる地域も出ることから、地域や季節によって人数割を変更して対応する。

2-2-4. 衛生普及活動

- ・ジュバ：16人（活動地4カ所から各4人）
- ・西ボー郡：16人（活動地4カ所から各4人）

コミュニティの衛生普及員は、週2日選定された世帯を訪問し衛生指導を行う。ジュバでは1人1日約10世帯を訪問し、それを週2回行うため、1週間で20世帯を網羅する。西ボー郡では1

人1日約6世帯を訪問し、それを週2回行い、1週間で12世帯を網羅する。普及員割り当てはジュバで16人、西ボー郡で16人になるため、網羅世帯数は1週間でジュバで320世帯、西ボー郡で192世帯となる。10か月間で80日間活動し、ジュバではのべ12,800世帯、西ボー郡ではのべ7,680世帯を訪問する計画である。本事業で活動する衛生普及員は、地域内で日々起こる様々な問題、喧嘩や子どもの死亡および行方不明等の相談役を務め、母子家庭の支援を調整するなど、社会福祉における副次的な効果も期待されている。衛生普及員には、活動に必要な防具を提供し、日当はUNOCHA基準日当額に順じ、1人1日5ドルとし、毎月UNOCHAから公表される米ドルと南スーダンポンド間換算レートを参考にし、南スーダンポンドにて現金支給する。

2-2-5. 小学校衛生クラブ員研修

- ・ジュバ：24人（対象校2校から各12人）
- ・西ボー郡：24人（対象校2校から各12人）

前期事業に引き続き、選定された小学校4校の衛生クラブに所属する各校生徒と教員（1校あたり、男子生徒5人、女子生徒5人と教員2人）に対して、3日間の衛生研修を行う。活動対象校は、現地政府からの要請リストから選定する。衛生クラブ員は、クラブ入会を志望する生徒による自他薦などにより選出される。研修を受けた衛生クラブ員は、朝礼や全校集会、朝食後の休み時間に教室をまわって啓発活動、校庭で手洗いを実演し生徒に正しい衛生知識を伝える活動を行う。10月の世界手洗いデーでの地域住民に向けての寸劇などを通しての啓発活動、衛生知識普及に関する絵画コンテストへの参加、トイレの汚れチェックなど各校が多様な活動を行い、校内の衛生環境を向上させるとともに、子ども達の家庭やコミュニティへの衛生知識普及にも効果を期待している。

2-2-6. コミュニティリーダー研修

- ・ジュバ：40人
- ・西ボー郡：20人

コミュニティとの連携強化を目指し、給水・衛生理解促進に加えて、保護分野における啓発を加えた3日間のコミュニティリーダー研修を行う。具体的には性的ジェンダーに基づく暴力

（SGBV）からの女性および女児の保護、虐待からの子どもの保護、HIV/AIDS予防、防犯といった保護に関連する分野を加えてコミュニティリーダーを対象に研修を実施する。受講者は本事業の活動実施地域から選出されるコミュニティにて発言力を持つ人物、コミュニティリーダー、若者のリーダー、女性リーダーであり、ジュバから40人、西ボー郡から20人の計60人を選出する。

POCサイト内では、女性への性暴力や、ブロックごとの部族や出身地の違いによる諍いが続いている。周辺コミュニティにおいても、紛争の長期化による影響から住民が流出することによりコミュニティリーダーの若年化や不在が進み、コミュニティにおける自治能力を継続的に強化することが求められている。各支援分野における保護の主流化に関する啓発やトレーナー研修

（Training of Trainers: TOT）は、WASHクラスターの事業実施団体に対して定期的に行われており、同トレーニングを受けたTHESOコミュニティリーダー研修トレーナーが、研修の実施や、実施後のモニタリング活動を担当する。こうしたWASH、保護クラスター間で分断されていた知識および経験を集約し、コミュニティのレジリエンスの強化が求められている。各地域のコミュニ

ティリーダーがこうした知識を得、本事業の活動内容の理解を深めさまざまな課題に積極的に取り組むようになる効果を期待している。また、本事業において改修・建設する施設に対するオーナーシップについての意識を高めることも目的としている。

2-3. モニタリング評価

各給水施設については3か月毎にモニタリングをジュバおよびボー事務所の給水・衛生担当が行う。また、衛生事業対象となった小学校も3か月毎にジュバ衛生事業担当がモニタリングを行う。

衛生普及活動については、成果を測るため、事業開始時と終了時の評価調査を、ジュバ市内、西ボー郡の衛生普及活動を実施する地区を対象に、事業開始直後と終了時の2回、各7日間、計14日間かけて調査を実施する。対象世帯や地域の状況を把握するとともに、ジュバと西ボー郡内の各4つのコミュニティを対象に、衛生知識・習慣を質問用紙、目視にて調査する。評価調査実施前には、調査員が共通の調査実施方法やデータ取得方法に関する手法や知識を得、モニタリングの精度を高めるための説明オリエンテーションを行う。各回計4人の調査員を派遣し、調査内容のデータ入力まで行うことで活動成果を測る。

(3) コンポーネント③：保健支援（ジョングレイ州）

前期事業に引き続き、ジョングレイ州西ボー郡にあるバイディッド保健センターPHCCにおいて支援を行う。バイディッドパヤム周辺コミュニティの人口54,835人、内訳は男性28,593人、女性26,242人、8,057世帯を対象に、THESOと連携して保健支援を行う。この地域の南スーダン保健省統計指標による推定人口は、1歳以上5歳未満の子どもが10,419人（19%）、1歳未満乳児が5,593人（10%）、妊娠可能年齢の女性が18,369人（33%）である。

施設の改修ならびに医療資器材提供完了後には、バイディッド保健センターPHCCを管轄しているジョングレイ州保健省とTHESOならびに当団体との間でMOUを取り交わし、施設や医療資器材の引き渡しとともに維持管理の責任の所在が同保健省に属する旨や、本事業終了後も保健省自身が同保健センターの運営や状況改善に積極的に尽力する必要性を確認・強調する。

3-1. 保健センター改修

バイディッド保健センターPHCCは、1987年にAmref Health Africa⁷によって建設されたまま老朽化が進んでおり、なおかつ2013年の戦闘で大きくダメージを受けた。現在、トレーニングセンター、結核センター、妊婦検診センターや検査室、また前期事業で手掛けた小児科室と予防接種室を含めた分娩棟と外来患者棟は機能しているが、破損が激しい小児科病棟と予防接種室の修繕を行う（別添参照：3-1-1 写真レポート（保健センター改修））。壁の塗装および屋根の修繕、壊れた太陽光発電システムの修繕を行う。太陽光発電システム導入でワクチンや医薬品の冷蔵保管が可能になるとともに、管理室、病棟、分娩室、薬局の夜間使用も可能になる。

3-2. 保健センター医療資器材提供

⁷ Amref Health Africa はスイスに拠点を置く国際NGOである。

基礎保健サービスの提供に必要な医療資機材をバイディッド保健センター（PHCC）に提供する。現在、UNICEF や WHO から四半期毎に配布される緊急医療向け資材や予防接種ワクチン等の提供も政府の資金不足とジュバ-ボー間道路の治安悪化などに伴い滞っている。これら医薬品、医療資機材をジュバ市内で調達し搬送する。運搬経路については治安状況に留意しながら、ジュバ市内から陸路で行う予定である。

3-3. 保健職員母子保健研修

ジョングレイ州の保健省職員 2 人による母子保健研修をバイディッド郡の保健センター職員に対して行う。研修は、産前健診や、産後および新生児ケア、予防接種の知識などの日常業務に関わる内容で、母子感染症の予防や妊娠中の性感染症の管理の質を上げることを目指す。妊婦や新生児の栄養にも留意し、吸引分娩やマニュアルに沿った胎盤の用手剥離を用いた安全な出産を補助できる体制を構築し、安定的に妊娠可能年齢の女性の妊産婦死亡率、子どもや乳児死亡率、栄養状態等の改善を目指す。

3-4. 保健サービス支援

2016 年から 2017 年にかけて、医療従事者に対する政府による公務員給与支払いの停滞により勤務継続が困難になっており、現在 8 人の職員のみが勤務している状態である。本事業では、前期に引き続きバイディッド保健センター（PHCC）支援を行い、クリニカルオフィサー 1 人、助産師 1 人、看護師 1 人、母子保健ワーカー 2 人、予防接種技術者 2 人、ラボラトリー技術者 1 人を含む保健チームが週 5 日勤務し、南スーダン保健省が定める基礎保健サービスを提供する。基礎保健サービスのうち、保健センターで即時に実施可能な当地域で特に多く見られるマラリア、腸チフス、下痢などの水媒介性感染症の疾病治療などのプライマリーヘルスケアと、母子保健サービスの提供、コレラ等の流行性疾患発生に対応ができるようにする⁸。本事業終了後は、ジョングレイ州現地政府が基礎保健サービスを継続するよう調整を行う。また THESO が、世界銀行が 2018 年に予定している政府への保健支援スキームを利用し、この保健センターでの支援を継続し、保健センター周辺コミュニティにおける村落巡回サービスを強化する計画を立てている。

3-5. モニタリング・評価

当団体の保健担当がボーに駐在し、THESO 保健プログラムオフィサーと共同でモニタリングを行い、事業完了時には裨益者アンケートなどを通じて評価を行う。

10. 事業の背景

長期化している内戦の影響で国内避難民数は 176 万人であり、700 万人が人道支援を、563 万人が給水・衛生支援を⁹、480 万人が保健支援を必要としている¹⁰。更に、武力紛争と暴力の脅威に

⁸ REACH, South Sudan -Jonglei State Assessment of Hard-to- Reach Areas in South Sudan, April 2017.

⁹ WASH Cluster South Sudan Dashboard, March 2018.

¹⁰ South Sudan Humanitarian Bulletin Issue 4, 30 April 2018.

加え、経済危機、食糧危機も依然として存在している。特に食糧危機は、2018年はより深刻な状況になるであろうと予測されている¹¹。

また、衛生環境に関してもインフラが整っておらず様々な感染症の発生原因にもなっており、2018年3月12日には東部レイク州においてリフトバレー熱発生の宣言、2018年2月24日には東アウェル州において麻疹の発生の確認がされている¹²。こうした食糧難による栄養失調、安全な水および衛生設備へのアクセス困難、治安悪化に伴う犯罪の増加は、現地政府が果たすべき基本的サービスの脆弱さを示しており、国内避難民だけでなく、ホストコミュニティ住民の生活にも大きな影響を及ぼしている。2016年7月のジュバ戦闘以前には、国連も含めた各国ドナーによるジュバ市街の貧困層や脆弱な立場にある女性や子どもへの緊急支援に加え、国内避難民の帰還先である北部3州のコミュニティを含めた地域でパイロット事業やアセスメントを開始し、平和な社会構築に向けて支援が進みつつあったが、2016年7月以降は、各国ドナーの支援停滞や援助団体の撤退が目立つ中、北部3州だけでなく、エクアトリア地域、ジュバ市内においても支援ニーズが拡大しており、前事業に続き、紛争後の再生に向かうためのコミュニティのレジリエンス強化に取り組む必要がある。

(1) 対象地における被災者の状況

<国内避難民キャンプ：UN House POC/ドンボスコ IDP キャンプ/マハド IDP キャンプ>

ジュバ市は最も多くの国内避難民を受け入れ、市内に3カ所の IDP キャンプがある（UN House POC、ドンボスコ IDP キャンプ、マハド IDP キャンプ）。POC 内トイレは1,480基あり、継続して毎年600基の改築が必要とされる。前期事業では、当団体が JPF 資金を活用して260基（2018年7月現在）、THESO が UNICEF 資金を活用して200基、合計460基の改修建設を行った。今年度は当団体が300基の改修を担当し、残りについてはクラスター調整会議においてドナーおよび実施団体を策定中である。

ドンボスコ IDP キャンプでは、人口10,000人に対し、水浴び場が8基、トイレが246基のみであり、不衛生な環境下にあり、かつ屋外排泄の原因となっている。また、マハド IDP キャンプでは WASH 事業を行う NGO 団体がなくトイレ等の衛生施設が劣悪な衛生状態にあり、早急な処理が求められる。こうしたトイレや水浴び場の破損・劣化や不足による非衛生的な環境は、2015年から3年続くコレラ発生の要因になるばかりでなく、近場の安全な衛生施設を利用できずに屋外排泄を余儀なくされることにより、女性や女兒に対する SGBV が起こりやすい環境を後押ししている。

<ホストコミュニティ/ジュバ市・西ボー郡>

ジュバ市、西ボー郡は、最も紛争の影響を受けた地域の一つであり、多くの衛生設備が破壊されており、給水・衛生分野では国内避難民に限らずホストコミュニティにおいても多くの支援を要している給水・衛生支援を必要とする人口は、ジュバ市259,100人、西ボー郡140,800人である¹³。

¹¹ 2018-south-sudan-humanitarian-needs-overview

¹² South Sudan Humanitarian Bulletin Issue 03 | 23 March 2018.

¹³ 2018-south-sudan-humanitarian-needs-overview

ホストコミュニティ住民の多くが不衛生な状態の安全でない手掘り井戸や、ナイル川や沼の水を利用している。またトイレに関しては、屋外排泄を余儀なくされており、新規のトイレも強固な岩盤地質により浅堀となり排泄物が溜まりやすく、短期間でいっぱいになってしまう。更に給水ポンプの稼働に必要な燃料の高騰が、給水システムの維持に大きな影響を及ぼしている。また、食糧危機が特に5歳以下の子どもの病気耐性に影響し、コレラなど水関連の病気の蔓延を助長した。ジュバおよび西ボー郡はコレラ発生時には最も感染者数の多い地域となった。

<保健サービス/ジョングレイ州>

長引く内戦と経済危機により、南スーダン全体で医療施設が不足しており、1,893ある医療施設の内、22%にあたる419の施設は機能しておらず、955の施設は10%の能力しか機能していない¹⁴。また、医療施設の8割はNGOによって運営されており、国際機関やNGOからの支援無しでは機能できない状況となっている。その結果、コレラやマラリアの発生、急性下痢症の発症数急増などにもつながっている。

特に、ジョングレイ州は、2013年12月以降の紛争の影響を最も受けた地域の1つであり、治安および物流面から人道支援団体のアクセスも限られていることから、他州と比較しても人道支援ニーズが高く、医療施設も不足している¹⁵。また、南スーダンは、妊産婦死亡率が世界で最も高いと報告されている。しかし、その多くは、産前健診、医師や助産師による対応などの適切な医療サービスを受けることができれば回避できる¹⁶。

(2) 課題・ニーズの分析

南スーダン人道計画2018によれば、安全な水を必要とする人口は530万人である。WASHセクターは脆弱層に適切なタイミングで平等に安全で十分な水が230万人に提供されることを目標としている。これにより、ニーズの43.3%が達成される。南スーダンWASHクラスターが提供するベースライン指標に基づいた事業対象地の状況は以下の通り。

- ✓ 国内避難民を受け入れている世帯の割合 11%
- ✓ 1人以上の脆弱層に当たるカテゴリー（5歳以下、妊娠および授乳中の女性、障がい者など）の家族がいる世帯 48%
- ✓ 5回に3回は手洗いが困難な状況にあることがあると答えた世帯 15%
- ✓ あらゆる理由で石鹸がないと答えた世帯 69%
- ✓ 昨年衛生向上のメッセージを受け取った世帯 22%
- ✓ 機能しているトイレへのアクセスがある世帯 9%
- ✓ あらゆる理由でトイレを使用していない世帯 62%
- ✓ 野外排泄を行っている世帯 71%
- ✓ 野外排泄時に埋めるなど安全なし尿処理を行っている世帯 16%

¹⁴ 2018-south-sudan-humanitarian-needs-overview

¹⁵ Relief web report on 28 Nov 2017, "Canada and WHO strides to improve maternal and child health in South Sudan".

¹⁶ Relief web report on 31 May 2017, "South Sudan-Jonglei State: Assessment of Hard-to-Reach Areas in South Sudan-May 2017".

- ✓ 主水源に安全な飲料水を持ち、アクセスがある世帯 18%
- ✓ 過去7日間に二番目に飲料水用に使用する水源が安全でない世帯 7.1%
- ✓ 過去7日間に洗濯や調理のためと飲料水に別の水源を使用している世帯 6.2%
- ✓ スフィア基準を満たす (15lpd) 水量を使用可能な世帯 16%
- ✓ さまざまな理由でスフィア基準水量を満たしていない世帯 72%
- ✓ 安全な飲料水を確保するために浄水を行っている世帯 5%
- ✓ 使用する水を浄水しない世帯 78%
- ✓ 水移動用の容器数がスフィア基準を満たしている世帯 (10-20 コンテナ/世帯) 22%

・コンポーネント①水・衛生支援 (IDP キャンプ)

POCにおける給水・衛生活動は、WASH クラスタ代表機関 UNICEF の調整のもと当団体を含む5団体が活動を展開している¹⁷。2016年7月に発生したジュバ市内の戦闘以降、新たに流入した国内避難民への緊急支援として、これまでの事業では仮設トイレと水浴び場の建替え、手洗い場の設置等、給水・衛生施設整備を重点的に実施し、増加する国内避難民人口に対してトイレと給水へのアクセスについてはスフィア基準に近づけることができた。しかしその一方、長期化するキャンプ運営において、衛生施設の老朽化や暴風雨による破損に対応する建替えは今後も必要である。2016年7月のジュバ市内の戦闘直後は、支援団体の退避による給水サービスの停止やトイレの維持管理が放置されたことからコレラの発生宣言が出され、7月から11月の間に84件のコレラが発生した。前期事業にて実施したキャンプ内コレラ対策によって11月には一旦終息したものの、12月末に再度発生した背景があり、キャンプ管理側やクラスタからはコレラ対策活動の継続が望まれている。人口密度の高いキャンプ内の衛生環境の維持は容易でなく、安全な水の確保と衛生施設の維持管理は国内避難民がキャンプ内で生活を続ける限りは今後も必要である。

また、ドンボスコ IDP キャンプ人口は、現在約 10,000 人と 2016年7月時点の人数である 1,270 人から大きく増加しており、今回キャンプ運営者であるドンボスコ教会からの要請により、給水・衛生支援を行うことになった。過去にも当団体は同地において、トイレ建設、維持管理、ごみ回収、住民から選出された衛生普及員研修・活動を実施している。

マハド IDP キャンプは、UNHCR 主導で運営しているが、給水・衛生事業を行う NGO がおらず給水・衛生設備が足りてないかつ劣悪な衛生状態が続いており、UNHCR から当団体へ支援の要請があった。ムルレ、ディンカ、アヌアク等の多民族からなる 7,752 人 (2,225 世帯) の国内避難民が在住している。

・帰還民支援

2013年12月の紛争から約4年半が経ち、国際支援が国内避難民への緊急支援に集中した結果、IDP とホストコミュニティ間の生活格差が増大した。ホストコミュニティにおいては、低開発国であり政府の基本的公共サービスが提供されていない状況に取り残された人々への課題が浮き彫りとなっている。今後の平和構築と復興へ向けた国家の再生には、国際ドナーや NGO からの支援なしには公共政策の立て直しの見通しが立たない状況であるが、緊急性の高い IDP キャンプ

¹⁷ OCHA、2018年2月。POC 内 WASH 活動団体は、MI、NH、PWJ、HELP、IPW。

での人道的支援を通じて国内避難民を支援すると同時に、人道支援資金の縮小の煽りから支援ギャップが拡大している国内避難民の帰還先コミュニティにおいても、政府主導による公共サービスを支援して帰還を促し、衛生的で健康な環境を整備する必要がある。

コンポーネント②水・衛生支援（ホストコミュニティ）

<ジュベック州ジュバ>

UN House POC 周辺で、2016 年から合計 15 本の菅井戸を掘削したことからも、以前のような住民による POC 用給水車の襲撃事件は減少している。また 2018 年 6 月には、大統領と元副大統領が停戦に合意した。しかし、ジュベック州においては依然として散発的な衝突が続いており、依然として緊張が高まっている。集中する人口に対して、コミュニティに井戸がない、もしくは井戸はあるが長年故障中のまま使えず、現地政府も修理に対応できていない状況である。2014 年以降の危機に対し、井戸修理に関しては北部での支援が優先されたこともあり、ジュバ周辺地域には壊れて放置された井戸が未だ多数存在し、現地政府からも引き続き要請があがっている。

本事業の対象地域では、2016 年 7 月のジュバ市内の戦闘以前は市内を巡るナイル川の水をくみ上げた給水トラックが、1 バレル 37 南スーダンポンド（約 0.3 ドル）で水を販売していたが、2018 年 4 月現在では、物価急騰により価格は約 160 南スーダンポンド（約 0.67 ドル）となっており、2016 年度比で約 4 倍に上昇している。1 バレルは 160 リットルであり、家族 6 人で 1 日分の水量となる。トラックの燃料不足による給水支援休止や雨季の悪路が原因で支援が提供できない場合もあり、水の供給量も一定ではない。そのうえ 2016 年 7 月のジュバ市内の戦闘直後および 12 月末の給水活動が途絶えた際には、この地域を含めた人口密集地域においてコレラの発生が広がった。井戸が使えず、水を購入できない住民は近くの川や池の汚水を使用したり、乾季には枯れた小川の底を掘り一晩経ってたまった水を使用する生活をしている。子どもは水汲みのため学校へ行く時間が減り、衛生環境の悪化から水媒介の疾病に対しても非常に脆弱な状況である。前期事業にて住民の排泄行動や水浴びや手洗いといった基本的な衛生知識の普及を行い、疾病による子どもの死亡やコレラの流行を防ぎ、水の管理、疾病予防のための知識と行動を住民自らが身に付けるため、人口密集地での世帯訪問による衛生普及活動は今後も継続する必要がある。

<ジョングレイ州西ボー郡>

2013 年 12 月の内戦により、それ以前に掘削されていた菅井戸や衛生設備は破壊され、現在も家畜の強奪が発生するなど危険な地域の井戸は使用できない状況にある。2016 年から西ボー郡内で 8 本の新規菅井戸掘削と 21 本の手押しポンプ式菅井戸を修理、および 1 つのコミュニティ太陽光パネル揚水ポンプ式菅井戸を修繕し（2018 年 7 月末現在）、住民の安全な水へのアクセスを改善するとともに、住民に衛生普及活動を行ってきた。衛生普及活動を実施した地域においては、野外排泄がコレラなどの病気の蔓延につながることを理解し、トイレ使用の重要性の認識は広まっており、食事の際の衛生には気をつけるよう行動が変化してきた。認識が広まる一方で、共用トイレの数は圧倒的に少なく、また、住民数に対し本来必要とされる井戸の数は未だ満たされていない。現地政府やコミュニティチーフからは、菅井戸の掘削や修理、学校や病院の衛生施設の建替え、衛生普及活動に関する支援の要請を受けている。学校におけるトイレの不足から休み時間に一時帰宅する児童も見受けられた。また、菅井戸掘削後の維持管理においては、長期化す
ジャパン・プラットフォーム提出用

る紛争によりコミュニティのつながりが薄れた地域や地域住民を巻き込み、コミュニティの自治の仕組み・主体性を作り上げる過程に継続的に関与し支援を行う必要性がある。

コンポーネント③保健支援<ジョングレイ州>

南スーダン人道対応計画 2018 によると、保健分野での支援を必要とする人数は、国内避難民が 190 万人、ホストコミュニティは 290 万人となっている。人道支援予算は増加している国内避難民への支援を最優先とし、支援対象者は国内避難民が 100%に対し、ホストコミュニティへの支援は約 7%のみが対象となっている¹⁸。中でもジョングレイ州西ボー郡は、支援ギャップが大きく、現地政府からは、保健施設や学校等の公共施設や水・衛生施設修繕を要請されている。保健クラスターにおいては、政府の保健予算の確保と援助資金の配分管理強化を重点に置き、国際 NGO に対しては、現地 NGO との協働を通じて保健サービス能力強化に貢献することを推奨し、乳幼児や妊産婦への予防接種や妊産婦健診、コレラやはしか、髄膜炎などの流行性疾患の発生の予防、疾病予防のためのコミュニティでの活動、施設修繕を優先課題としている。一方、各地の保健センターに勤務する医療従事者の多くは、政府による公務員への給与支払停滞により勤務継続が困難になっており、経済破綻や国際支援の国内避難民への支援集中により、保健センターへの定期的な必須医薬品や医療資材提供は滞っている。こうした医療サービスの状況は、地域で発生する流行性疾患の発生に対しても脆弱な体制となっている。現地政府が本来提供すべき保健センターにおける基本サービスのギャップを埋め、コミュニティでは衛生普及活動とともに疾病予防や予防接種巡回活動を行い、コミュニティの住民が医療サービスにアクセスできる環境を作る必要がある。

(3) 対象地における紛争分析・配慮

2017年12月24日、更に2018年6月に停戦合意が発表されて以降も小規模の衝突は続いており、再びジュバ市内で大規模な戦闘が起きらないとは限らない。2016年7月のジュバ市内戦闘以降、NGO フォーラム¹⁹と UNOCHA がセキュリティ対策に関するイニシアティブを形成し、退避手段の多様化やセキュリティ情報の共有、陸路運送の際の安全管理の強化などの動きが活発化している。

当団体は日本人でない国際スタッフがジュバに駐在し事業運営および治安情報の収集を行っているが、日本人国際スタッフがジュバに出張する際には、駐在スタッフが、現地提携団体 THESO および NGO フォーラムから治安関連情報を得た上で渡航し、UN House POC についても運営側から毎日送付されるセキュリティ情報を確認する。UN House POC やその周辺コミュニティでは小規模な諍いや政府軍による給水車の強奪もありあえるため、毎日の活動前には活動ルートや日程を現地 THESO と共有し行動する。

¹⁸ UNOCHA, South Sudan Humanitarian Response Plan 2018(HRP 2018), December 2017.

¹⁹ 南スーダン NGO フォーラムは、人道カントリーチーム（国連人道調整官、5 国連基金・計画、5 NGO 代表、5 ドナー代表、UNOCHA・UNDSS 代表、国際赤十字委員会）現地 NGO 運営委員会、国際 NGO 運営委員会によって共同運営されるネットワーク組織。会員制で、国代表、人事、政策提言、現地 NGO 相互支援、安全管理などグループ毎に専門的な情報提供を行っている。

西ボー郡における事業運営は、提携団体である THESO 職員が常駐する形で行い、当団体のジュバ駐在職員は2か月に一度出張ベースで事業運営管理を行う。ジュバから西ボー郡への移動は空路を利用し、陸路での移動は行わない。

11. 他のアクターとの連携・調整

(1) 支援分野別クラスターの政策・計画における本事業の位置づけ

南スーダン人道対応計画 2018 においても国内避難民支援は重点項目となっている²⁰。国連他主要ドナーと支援団体の焦点は北部とエクアトリア地域であるが、首都ジュバ周辺地域も経済破綻と食糧不足から、支援ニーズは継続し、そのギャップを埋める支援が求められている。縮小する主要ドナーの支援の影響を受け、他 NGO との連携・調整はより必要性は継続しており、定例会議出席等を通じて、各クラスターでの活動内容の把握、調整、連携を引き続き行っていく。POC および IDP キャンプにおける給水・衛生事業は WASH クラスターにて引き続き連携・調整を行っていく。保健事業においては、保健クラスターとの連携・調整、保健政策に則った活動内容の運営が必要となるため、すでに保健事業の実施経験がある THESO を通じて、各クラスターでの活動内容の把握、調整、連携を密に行う。

(2) 受入国政府当局との連携・調整

POC および IDP キャンプ内部の国内避難民支援に関して現地政府は特段関与していない。ジュバ市内の NGO を狙った治安事案については、NGO フォーラムと UNOCHA が代表して現地警察と治安部隊へのクレームおよび UNMISS パトロール要請などの調整をしている。

ホストコミュニティへの支援では、井戸修理と掘削事業については水灌漑省（国と州と郡）と連携し実施し、現地政府による既存の井戸のモニタリングと修理工の派遣システム担当の村（パヤム）政府村落開発局と常に調整を行い、衛生普及活動は地元政府担当者との連携や情報交換を密にする。保健事業では、国の保健省の政策ガイドラインに則り、現地政府との協議で割り当てられた地域において、担当者との連携や情報交換を密にし、発生の際の保健省への情報提供を速やかに行う。

(3) その他のアクターとの連携・調整

現地日本国大使館、国連機関、NGO フォーラム、他の NGO、クラスター代表機関、国際協力機構 JICA 現地事務所や在ウガンダの南スーダン事務所、関連事業実施団体・企業らとはこれまで通り、事業活動に関する報告や情報交換を通して連携と調整を行う。

12. 人道支援の質とアカウンタビリティに関する必須基準への適合性

(1) 支援セクターで定められた最低基準をどのように順守するか

IDP キャンプにおける給水・衛生分野については、各 IDP キャンプ運営団体と WASH クラスター代表機関と共にスフィア基準遵守を目指す。給水基準については、給水蛇口に対する使用者数を1蛇口250人以下で計画している。また衛生基準については、トイレの利用者数を1基につき20

²⁰ UNOCHA, South Sudan Humanitarian Response Plan 2018.

人から50人の範囲内におさまるように計画している。また、し尿処理基準にもある子ども、高齢者、妊婦、障がい者にも配慮し、女性や女兒が夜間も安心して使用できるデザインを採用している。

コミュニティ井戸の利用者数は1井戸250人から500人の基準を目指し、保護に配慮した給水ポイントの選定や塩素消毒による水質の確保、水質検査による確認など日々の活動で対応する。小学校のトイレについては、中長期対応で推奨される換気機能付き改良型穴式VIPトイレを採用する。

保健システムについては、5万人に対して1つの保健センターが機能している基準に沿って活動している。保健システム人材に関しては、有資格医療従事者（医師、看護師、助産師）が少なくとも人口1万人あたり22人、医師が人口5万人あたり1人、有資格看護師が人口1万人あたり1人、助産師が人口1万人あたり1人に到達するように支援を展開する。またスフィア基準のみならず、保健セクターのサービス基準は保健省とWHOが定める基本保健サービス提供のガイドラインに則り計画している。また、各分野における保護プロテクションの主流化につとめる。

(2) 人道支援の必須基準（CHS）をどのように順守するか

各サイトの調整会議における保護分野パートナーの意見や、コミュニティリーダーとの会議における意見を受け入れ、給水および衛生施設的设计と設置場所選定等から、女性や女兒、高齢者や障がい者、子どもの支援へのアクセスと性的搾取・虐待（Sexual Exploitation and abuse: SEA）の危険性回避に十分配慮する。衛生普及活動においては、裨益者である衛生普及員の話し合いによる自発的な活動計画策定や、コミュニティ内、隣接コミュニティとの公平性を保ちながらの活動にも配慮も行い、活動開始直後や終了時にはコミュニティ内の女性を含む裨益者の要望を受け入れる体制を作る。井戸掘削地域において住民が自ら設立する井戸管理委員会では、メンバーに女性を含めるよう配慮し、井戸管理費を地域内の殆ど全ての住民が支払い可能な価格に設定するなど、過去の事業で学んだ良い点を継続しつつ、新たに配慮が必要な点を取り入れ活動を継続する。

上記すべての事業に関して、啓発的な活動の際には、被災コミュニティにおける全てのグループが上記支援への意思を表明できる機会を確保する。特に、ジェンダー、年齢、障がいなどの配慮が必要な人々の声の確保のためにモニタリングにおいても、安全が確保できる場所でフォーカスグループディスカッションやヒアリングを行うなど配慮の中で実施する。苦情対応については、当団体の連絡先を関係コミュニティに開示することで、アクセスを可能にする。事業開始時に、苦情の共有は事業に負の影響を及ぼさないことを明示する。事業に関連する苦情は当団体現地代表までを報告義務とし、その記録は現地事務所にて保管することとする。また、性的搾取・虐待SEA対応については、本部対応事項として被害者保護を最優先に、本部のSEAフォーカルポイントの指示のもと対応を進める。

(3) その他

特になし。

13. 事業管理体制

ジャパン・プラットフォーム提出用

(1) 人員配置

日本人国際スタッフは現地事業責任者1人と現地事業会計担当1人、合計2人がウガンダ国カンパラ事務所およびナイロビ事務所に駐在する。現地事業責任者については、ウガンダ事業の兼任であるため、人件費を含む必要経費の計上は南スーダン事業とウガンダ事業で按分する。非日本人国際スタッフ2人（現地事業調整担当および現地事業調整副担当）はジュバに駐在し、毎月カンパラに出張し、現地事業責任者に事業報告し、同時に THESO との月例会議を実施し、日本人会計担当と会計の確認を行う。

南スーダン国内に日本人が入城できない期間は、非日本人国際スタッフである現地事業調整担当と現地事業調整副担当が南スーダン国内に駐在し、より主体性を持った情報収集、事業調整、実施、管理を通して事業のモニタリングを行う（各人員の従事業務内容と役割分担は参考資料の人役詳細を参照）。日本人国際スタッフの南スーダン駐在が可能になった段階で、日本人国際スタッフ（現地事業責任者）1人、非日本人国際スタッフ2人はジュバに駐在し、カンパラに現地事業会計担当1人が残り、交代で出張し会計と総務業務を補佐する。

現地雇用職員としては、プロジェクトオフィサー1人、当団体が独自で実施する計画であるドンボスコ IDP キャンプおよびマハド IDP キャンプでの事業の調整を補佐するアシスタントプロジェクトオフィサー2人、日々の現金出納と経理書類整備を担当するアドミン・ファイナンスオフィサー、および総務とロジスティック業務を補佐するアシスタントアドミン・ロジスティクスオフィサー、そしてドライバー1人により、事業とオフィスの健全な運営を助ける。

(2) 資金管理

事業資金（米ドル）は当団体本部から PWJ カンパラおよびナイロビ事務所、PWJ ジュバ事務所、THESO の KCB 銀行ジュバ支店口座へ送金し都度着金を確認している。送金依頼は現地事業責任者が行い、予算書や MOU 等添付資料と共に精査される。THESO から業者への支払いは、口座間送金または現地通貨 SSP（南スーダンポンド）換金所でまとめて換金して行っている。SSP 換金レートは 2018 年 3 月に定められた公的レートと実質レートは 2 倍の乖離があり、当団体は THESO が提出する毎月の換金所レートを適用している。

南スーダンでは、当団体の南スーダン銀行口座へ送金し、小切手帳をジュバで保管し現金を引き出す。資金管理はカンパラおよびナイロビ事務所にて日本人国際スタッフが管理し、現地支払いの送金、振込、口座間振替を行っている。証憑原本は THESO の監査に南スーダン国内に残す必要があるため、カンパラでの月例会議の際に持参するコピーをカンパラ事務所に運び保管し、証憑を国際スタッフが確認し、カンパラで現地監査を受ける。

14. 想定されるリスクへの対処法

突発的な大統領政策発令による政治的混乱や、経済破綻、燃料不足、兵士と公務員への給与遅配、医薬品や食糧等の不足、反政府勢力代表・暫定政府発足による混乱発生の可能性など様々なリスク要因がある。2017 年を通して物資価格上昇は悪化の一途をたどっている²¹。国内避難民に

²¹ 南スーダン-消費者物価指数 CPI <https://jp.tradingeconomics.com/south-sudan/consumer-price-index-cpi>

限らず一般市民の物資難を生み出し、ジュバ市内でも犯罪は多く、国連やNGOスタッフ、そのコンパウンドや活動中の車両を狙った事件も多発しており、2016年7月のジュバ市内戦闘以後、事業運営はナイロビからの遠隔で実施していたが、治安の安定を受けて、ナイロビ事務所にバックアップ機能は残しつつ、2017年10月には非日本人国際スタッフの駐在で現地駐在事務所を再開した。

今後の体制としては、隣国ウガンダのカンパラをバックアップ事務所として開所し、カンパラに駐在する日本人職員2人、現地事業責任者と事業会計担当が全体事業と会計を管理し、ジュバに駐在する非日本人職員2人が現地事業調整担当として事業を調整する。全体運営の調整については、治安状況を分析し、必要に応じてジュバ事務所職員がカンパラへ出張する、もしくはカンパラ事務所職員がジュバへ出張する形で事業を運営していく。日本人国際スタッフの南スーダン出張については、JPFとの密な連携の上で安全性とその実現可能性を精査し実施する。ジュバ事務所は、現在 THESO 事務所内に部屋を借りる形で運営しているが、半年後を目途に独立した当団体のジュバ事務所を新規に立ち上げる予定であるが、引き続き当団体の看板は出さないなどロープロフィールで行動し、外出は事業活動サイト訪問を主として事業運営を行う。

日本人国際スタッフの出張の際には、外出は事業活動サイト訪問を主とし、デスクワークは宿泊先のホテルにて行う。ジュバ市内の国連機関が推奨するセキュリティ対策基準を満たし、部屋割りやセキュリティ対策については出張の都度、ホテル管理人と相談の上行う。医療または治安悪化時には、団体が定める南スーダンフィールドセキュリティプランに沿って行動し、退避を行う。

15. 安全管理体制

NGO フォーラムとそのセキュリティワーキンググループへの加盟を継続し、UNDSS の治安日報を SMS およびメール速報を通して受信し情報収集する。当団体は、セキュリティワーキンググループの週会合に出席し、現地警察と現地軍関係者からも情報を得ている。ジュバで開催される月次会議の際には NGO フォーラムセキュリティ担当からも都度ブリーフィングを受ける。大統領府の発令などによるデモの発生、路上のチェックポイント設置そして交通規制がかかる恐れがある場合にも、現日本国大使館、THESO スタッフから情報を入手しリスクを回避する。

事業運営はカンパラ事務所からのバックアップとジュバ事務所からの直接運営の両輪による実施を継続する。現場の治安に関する最終決定権は、カンパラ事務所に駐在する現地事業責任者が負い、ジュバ市内に駐在する非日本人国際スタッフが退避を必要とする際にもカンパラと東京を中心に退避計画の全体を調整してく。

日本人国際スタッフの出張および駐在を実施する場合は、衛星電話、現地携帯電話、予備バッテリーとプリペイドカードの予備を常に携帯し、複数の通信手段を確保するほか、現地日本国大使館と携帯電話の SMS や週毎に発信される安否確認などで連絡を取り、滞在場所や現地での移動等についても現地の治安情勢に合わせた対策を講じる。

また、緊急退避などが必要な場合に備え、セキュリティに関する情報提供、必要な場合には医療アシスタンスおよび緊急退避の経路の確保などのサービスを提供する渡航アシスタンス会社インターナショナル SOS を使用し、特に国際職員の安全確保に努める。同サービスは年間の会員費用を支

払うことで、設定による必要地域のEメールアラートの受信、個別要請による緊急時の医療支援の調整および空港までの移動手段の確保などを対象としている。

また、南スーダンでは外務省の医療事情にも南スーダン全土においてマラリア感染の危険があり、国内では全ての医薬品が品薄・入手困難であるため、予防薬も国外から持参し予防薬内服の必要があると記述がある。マラリアには熱帯熱マラリア・三日熱マラリア・四日熱マラリア・卵形マラリアの4種類があるが、南スーダンで蔓延しているのは熱帯熱マラリア（悪性マラリア）であり、熱帯熱マラリアは発症早期に治療を開始するかが生死の分かれ目となる。発熱が開始5日目までに治療が開始されないと50%の確率で死亡するという報告もあるため、早期の受診と診察を推奨そのためスタンバイ治療薬も購入して危機管理を実施する。

16. 連結性または持続発展性

当団体は2014年2月から同事業地で活動を続けており、2016年7月以降はナイロビからの遠隔管理を行い、ナイロビ事務所所属の現地スタッフによるジュバ出張を通して現地で関係する個人・団体との情報共有と調整を行っていたが、ジュバ市内の治安の安定を受けて2017年10月よりジュバ事務所を再開所している。ナイロビからの遠隔時はTHESOとナイロビにて月例会議を開催し、顔を合わせて協議することで、事業運営に関する進捗や課題の共有を行ってきたが、今期事業においては、事業運営管理の効率化の面からバックアップ事務所をウガンダへ移し、首都カンパラから遠隔管理を行うこととする。一方で、当団体による直接運営事業の増加と連携団体による事業のモニタリング強化を目指し、日本人職員によるジュバ出張を再開し、ニーズに沿った規模の事業運営が可能な南スーダン国内の人員体制を構築していく。将来的には、遠隔でない日本人職員も含めたすべての人材が南スーダン国内で事業展開できる組織体制を目指す。

給水・衛生支援に関しては複数年事業を通じて、継続する井戸管理委員会の設置、また裨益者を衛生普及員として巻き込み、自身の行動変容を手本として周辺世帯から村全体へと衛生知識と具体的行動を広めている。前期事業より、太陽光パネル式揚水ポンプを利用した給水システムの整備を行い、手押しポンプ式菅井戸と比較すると、裨益者数の増加に対する感謝の声が周辺コミュニティからある一方で、より安定的な給水システムの維持のためにコミュニティの参画を確保するように努めている。周辺コミュニティにおける衛生普及活動では2017年に出されたコレラ終結宣言がなされるなどの成果を出している。ホストコミュニティ内の小学校では、衛生クラブの活動を支援することで、知識を得た子どもから家族やコミュニティへと衛生メッセージが普及するよう努めている。菅井戸掘削を実施したコミュニティにおいても井戸管理委員会による安定した井戸運営を推進する一方で、衛生知識普及に取り組み、住民の要望に応じて世帯用トイレやコミュニティトイレを設置するという流れを複数年事業である強みを生かして確立してきた。また、前期事業から継続している保健サービス支援事業においては、医療保健チームの派遣や施設の修復、資機材の提供により、患者が以前より質の高いサービスを受けられる様になっている。母子保健研修も行うことで、分娩室の衛生状況の改善、産前産後のケアを改善しつつ合併症の危険性に留意したシステムの構築に努める。また、母子感染症の予防や妊娠中の性感染症の管理の質を上げていく。妊婦や新生児の栄養にも留意し、吸引分娩やマニュアルに沿った胎盤の用手剥離を用いた安全な出産を補助できる体制を構築していく、結果として安定的に子どもや妊娠可能年齢の女性の妊産婦死亡率、乳児死亡率、栄養状態等は改善していく。

ジャパン・プラットフォーム提出用

17. 申請団体による同国内での関連事業

2006年から帰還民支援としてJPF資金を用いてジョングレイ州で給水・衛生事業を実施し、その後はUNHCRやCHFの助成金を受けて小学校と医療クリニック建設も行った。2013年12月の危機以降は、現地NGOと提携し、ナイロビからの遠隔管理でジュバ市内POCサイトおよびジュバIDPキャンプにおける衛生支援を継続した。2015年初頭から国際スタッフのジュバ出張が可能になって以降は、定期的に事業地を訪問し、対象地域と裨益者もホストコミュニティへと徐々に拡大した。

同じ南スーダン支援プログラム枠組みで、2015年から現在にかけてケニア国カクマ難民キャンプでもシェルター支援を行い、2016年12月から現在までウガンダ国ビディビディ難民キャンプでも水・衛生支援を開始している。

18. 本事業の主な分野を以下から選択

④ 保健・医療 (Health) ⑦ 給水・衛生 (Water and Sanitation)

以上